

産業厚生常任委員会報告

令和3年3月22日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和３年３月１２日午前１０時から美浜町議会全員協議会室で、委員７名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、３月３日に本委員会に付託されました議案５件、請願１件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、住民環境課長、健康福祉課長、土木建築課長及び上下水道課長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る３月３日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(１) 議案第２５号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：新型コロナウイルス感染症の規定改正で、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ると記載されているが、変異株がそれにあたるのか。

回答：今までの新型インフルエンザ等感染症に再興型コロナウイルス感染症を追加するとあり、再興型というのが変異株にあたる。

(２) 議案第２６号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：今回、介護保険料の基準月額が６，０００円から５，８００円と２００円引き下げられるが、その財源は介護保険準備基金を取り崩すのか。

回答：値下げの財源については、介護保険準備基金の取り崩しを予定している。

質疑：介護保険準備基金の積立金から、どれくらい取り崩すのか。

回答：介護保険準備基金の残高は、令和３年３月現在、約８，９００万円あり、そこから約４，０２０万円を取り崩す予定である。

質疑：介護保険料を値下げするのは、町民の負担軽減につながる施策であり、町の姿勢を高く評価している。しかし、今回の第８期介護保険事業計画の策定に伴い、美浜町の介護保険運営協議会が町長に計画を答申したのは、３月議会中の３月１０日である。議会に、答申前から議案として介護保険料の改正が提案されている。なぜ、答申の前に議案が提出されたのか。

回答：本来、議会前に予定をしていたが、介護保険運営協議会の役員の都合等もあり、スケジュールの調整で３月１０日になった。今回、答申の前に介護

保険の条例の改正を提案したことについてはおわびを申し上げたい。

質疑：介護保険運営協議会の実態は、行政主導の追認機関になっているのではないかな。

回答：第8期介護保険事業計画の策定については、介護保険運営協議会に諮問しこれまでに4回議論を重ねている。パブリックコメントなどの期間も含めて慎重に審議をいただいた。運営協議会のメンバーは、介護事業所の関係者、被保険者の方、いろんな層の人が入っている。そういった方々の意見を聞いて策定しており、重要な組織である。

（3）議案第28号 美浜町上水道統合整備事業基金条例の制定について

質疑：半島方面の上水道統合整備事業に必要な基金を積み立てるものであるが、最終的な積立金額はどのぐらいを目標にしているのか。

回答：今回の積立金は1億2,750万円で、今回の基金の中で進める区分については、菅浜集落と、丹生集落の配水管の布設替工事を予定している。その後の計画については、交付金等の財政状況を踏まえながら検討していきたい。

質疑：これまでも半島方面に上水道を持っていく工事を見てきたが、それとは違う事業なのか。

回答：菅浜への延伸工事は2年前から続いている事業であり、山上婦人の家から農道を通り、県道に延ばし、現在は県道に出て、佐田の今市交差点の手前の歩道の中まで進んでいる。

来年度計画しているのは、これに続く佐田の交差点から北田の制圧道路の入り口の辺りまでで、舗装が新しいため、来年度は菅浜方面から北田方面に向かって伸ばして行く工事を進める。

質疑：将来的に、耳川水系で全町内の水を賄える水量はあるのか。

回答：上水道では、水量は、1日に4,000トン賄えるようになっている。現在、平均使用水量は2,600トン、多くて2,700トンであり、菅浜や東部方面の水も使う形を考えているので、十分な水量を確保できる。

質疑：東部でも井戸はあるのか。

回答：東部の簡易水道の中に井戸があり、実際に水を供給している。

質疑：原子力の交付金を積み立てた場合、何年間で使わなければならないというルールがあるのか。

回答：基本的に5年のうちに使用しなければならない。

質疑：使い切れなかった場合は国へ返還しないといけないのか。

回答：事業の試算をして、そのうちの何割かを交付金として充てているので、基本的には余らないように運用している。

質疑：耳川水系から中心的に水を持っていくと大きなシステムになる。地震などで配水管が寸断した場合は、東部で使用していた井戸が生きてくる。その辺をどのようにうまく運用していくのか。

回答：菅浜の足りない分を、上水道から送るわけで、東部の井戸水、配水池の水は通常通り使うことになる。

質疑：耳川水系からいったん東部の貯水池などに水を貯めるのか。それとも直接菅浜まで行くのか。

回答：直接、菅浜まで行く形になる。

質疑：水が足りない場合は、東部の簡易水道などを使いながら耳川水系の水と一緒に送ることになるのか。

回答：そういうことになる。

（４）議案第２９号 美浜町町道太田・上野線道路改良事業基金条例を廃止する条例の制定について

質疑はありませんでした。

（５）議案第３０号 美浜町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

質疑：従業員数は、正職員が６人、臨時職員が９人で、臨時職員の割合が多い。もっと正職員を採用するべきではないか。

回答：臨時職員の９名については、ほとんどがパートタイムであり、例えば午前中と夕方の送迎の運転手、忙しい時間帯に限った入浴サービスの手伝いなど、短い時間の業務に当たる雇用形態である。

質疑：今の構成で十分に足りており、働いている人にも不満はないということか。

回答：スタッフの人数的にはこれで十分と聞いている。不満があるかどうかについては把握していない。

質疑：社協から健康福祉課に人材を配置し、一緒に仕事を進めようという体制にされたが、そうした結果、どういう効果が出てきたのか。

回答：地域福祉力の向上として、昨年の４月から社協に事業を委託し、健康福祉課に２名を配置している。その中で、要支援の方の台帳整備、ひきこもりの方の調査を進めている。行政だけではなかなか進まない実態調査などを

お願いし、一緒になって事務を進めている。特に地域福祉、町の相談体制を強化している。

質疑：経営管理の目的の中に利用者満足度とあるが、これはどういうものか。

回答：介護サービス、デイサービスにおけるリハビリ訓練等の実施であるとか、時間外の対応、そういったサービスの利用満足度である。

質疑：利用者満足度を挙げているということは、利用者満足度が何点なのか、明確に見える形をつくるということなのか。

回答：アンケート調査などを含めて、今後どのように利用の満足度が上がったのか、下がったのかについて、社協と話をしていきたい。

質疑：団塊世代がどんどん高齢化して、それにどう対応していくのか、という議論は始まっているのか。

回答：介護需要については、第8期の計画を策定する際に、慎重な議論を重ねている。当町の高齢者人口は、平成29年をピークに、65歳以上の方が徐々に右肩下がりになっている。将来、2040年問題という話もあるが、20年後を見ると、65歳以上の人口は約3割減り、2,400人ほどになるという推計がある。しかし、介護を受けられる75歳以上、いわゆる後期高齢者は1割ほどしか減らないという推計があり、介護需要からすると、人口は減るが、介護を受ける人はさほど変わらない。デイサービスのほほえみについても、そういった先を見ながら運営していく必要があると考えている。

質疑：民生委員、福祉委員、老人クラブの家庭相談員などが選任されており、それぞれ分担をして見守りをしている。みなさんそれぞれ、介護の方などを抱えながら、使命感を持って一生懸命その役割を果たしているが、今後の在り方についてどのように考えているのか。

回答：第8期の計画にも掲げてあるが、住みなれた地域で最後まで生活できる地域包括ケアシステムを構築していこうと考えている。民生委員、福祉委員、地域の方々の支援が必要で、在宅医療の整備や地域全体で支える仕組みづくりが今後ますます重要になる。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第26号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第28号 美浜町上水道統合整備事業基金条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(4) 議案第29号 美浜町町道太田・上野線道路改良事業基金条例を廃止する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(5) 議案第30号 美浜町デイサービスセンターの指定管理者の指定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第1号 75歳以上の医療費の窓口負担を2割に引き上げないことを求める請願について

はじめに、紹介議員の河本猛議員から請願の説明を受け、審査に入りました。

意見：年収200万円だと月収16万円ぐらいで、家賃を払うとぎりぎり生活していけるかどうか。そこに医療費負担が増えるとかなり困窮すると思うので、請願に賛成する。

意見：高齢者の公的年金が、2020年度から23年度比で、実質支給が6.4%も減っている。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を起こしかねない状態であり、国に意見書を提出すべきだ。

意見：意見書の内容に、大企業や富裕層への課税ということが書かれているが、財源は国の判断に任せてはどうかと考える。課税の問題まで書く必要はないので、意見書の内容について、継続審査にして慎重に考えたい。

などの主な意見がありました。

採決の結果、継続審査に賛成が3人、反対が3人の同数であったため、委員長判断により、継続審査することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後0時5分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。